

## ピリフルキナゾン (案)

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告をとりまとめるものである。

## 1. 概要

(1) 品目名：ピリフルキナゾン [Pyrifluquinazon(ISO)]

(2) 用途：殺虫剤

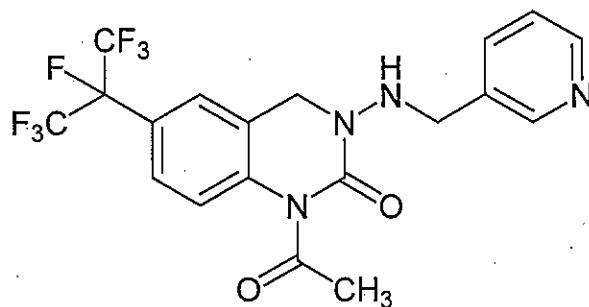
キナゾリン環を有する殺虫剤である。アブラムシ類、コナジラミ類等のカメムシ目害虫に高い殺虫効果を示す。害虫の摂食行動を制御する神経系又は内分泌系へ作用すると考えられている。

(3) 化学名：

1-acetyl-1, 2, 3, 4-tetrahydro-3-[(3-pyridylmethyl) amino]-6-[1, 2, 2, 2-tetrafluoro-1-(trifluoromethyl) ethyl]quinazolin-2-one (IUPAC)

1-acetyl-3, 4-dihydro-3-[(3-pyridinylmethyl) amino]-6-[1, 2, 2, 2-tetrafluoro-1-(trifluoromethyl) ethyl]-2(1*H*)-quinazolinone (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式  $C_{19}H_{15}F_7N_4O_2$

分子量 464.34

水溶解度 0.0121g/L (pH5.91, 20°C)

分配係数  $\log_{10}Pow = 3.12$  (pH6.31, 25°C)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

国内での使用方法

20%ピリフルキナゾン顆粒水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ピリフルキ ナゾンを 含む農薬の 総使用回数		
かんきつ	アブラムシ類	4000倍	200～ 700 L/10a	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内		
	チャノキイロアザミウマ コナカイガラムシ類 コナジラミ類	3000倍							
	ヤノネカイガラムシ	2000～3000倍							
	アカマルカイガラムシ	2000倍							
りんご	アブラムシ類	3000～6000倍							
	クワコナカイガラムシ	3000～4000倍							
なし	アブラムシ類	4000倍							
	クワコナカイガラムシ	3000～4000倍							
	チャノキイロアザミウマ	3000倍							
もも ネクタリン	アブラムシ類	4000倍							
	ウメシロカイガラムシ								
かき	フジコナカイガラムシ チャノキイロアザミウマ	2000～3000倍							
ぶどう	コナカイガラムシ類 チャノキイロアザミウマ	3000倍							
いちご	アブラムシ類 コナジラミ類	3000～4000倍	100～ 300 L/10a	収穫7日前 まで	3回以内	散布	3回以内		
トマト ミニトマト		4000倍							
ピーマン								2回以内	2回以内
なす きゅうり		4000倍							
ばれいしょ	アブラムシ類	4000～8000倍							
キャベツ レタス		3000～4000倍							
非結球レタス									

20%ピリフルキナゾン顆粒水和剤（つづき）

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ピリフルキ ナゾンを 含む農薬の 総使用回数				
茶	クワシロカイガラムシ	2000～3000倍	1000 L/10a	摘採7日前 まで	2回以内	散布	2回以内				
	チャノミドリヒメヨコバイ チャノキイロアザミウマ		200～ 400 L/10a								
	チャトゲコナジラミ	3000倍									
	ツマグロアオカスミカメ	2000倍									
マンゴー	チャノキイロアザミウマ	2000倍	200～ 700 L/10a	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内				
おうとう	ウメシロカイガラムシ										
小粒核果類	アブラムシ類	2000～4000倍	100～ 300 L/10a					収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内
メロン すいか	アブラムシ類 コナジラミ類	4000倍									
ブロッコリー	アブラムシ類										
アスパラガス	コナジラミ類										
はくさい	アブラムシ類	2000倍	100～ 300 L/10a	収穫3日前 まで	3回以内	散布	3回以内				
ねぎ	ネギアザミウマ										
だいこん	アブラムシ類	4000倍									

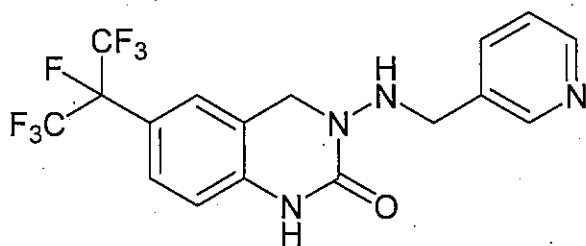
3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

・ピリフルキナゾン

・1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナズリン-2-オン（以下、代謝物Bという）



代謝物B

## ② 分析法の概要

試料からアセトニトリル・水 (4 : 1) 混液又はアセトニトリルで抽出し、スチレンジビニルベンゼン共重合体 (PLS-2) カラム又は C<sub>18</sub> カラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・質量分析計 (LC-MS 又は LC-MS/MS) で定量する。代謝物 B については、換算係数 1.10 を用いてピリフルキナゾンに換算した値で示す。

定量限界： ピリフルキナゾン： 0.01 ~ 0.05 ppm  
代謝物 B： 0.011 ~ 0.06 ppm

## (2) 作物残留試験結果

国内で行われた作物残留試験結果については、別紙 1 を参照。

## 4. ADI の評価

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたピリフルキナゾンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：0.5 mg/kg 体重/day  
(動物種) イヌ  
(投与方法) カプセル経口  
(試験の種類) 慢性毒性試験及び回復試験  
(期間) 1 年間 (6 か月間回復期間)  
安全係数：100  
ADI : 0.005 mg/kg 体重/day

発がん性試験では、ラット及びマウスで精巢間細胞腫の発生頻度増加が認められたが、発生機序は本剤が有する抗アンドロゲン作用を介した二次的な影響によるものであり、遺伝毒性によるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

## 5. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

## 6. 基準値案

### (1) 残留の規制対象

ピリフルキナゾン及び代謝物 B とする。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においては、農産物中の暴露評価対象

物質としてピリフルキナゾン（親化合物）のみと設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

個別の作物残留試験成績等がある食品については推定される平均的な量まで、それ以外の食品については基準値案の上限の量までピリフルキナゾンが残留していると仮定し、国民栄養調査結果における各食品の平均摂取量に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	EDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民平均	26.6
幼小児 (1~6歳)	45.1
妊婦	21.7
高齢者 (65歳以上)	26.7

注) 個別の作物残留試験成績等がある食品についてEDI試算、それ以外の食品についてはTMDI試算を行った。

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

EDI試算法：作物残留試験成績から推定される残留量×各食品の平均摂取量

## ピリフルキナゾン作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 <sup>注1)</sup> (ppm)	各化合物の残留量 (ppm) 【ピリフルキナゾン/代謝物B】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
ばれいしょ (塊茎)	2	20% 顆粒水和剤	4000倍散布 150, 300L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:<0.03 圃場B:<0.03	圃場A:<0.01/<0.011 圃場B:<0.01/<0.011
たいこん (根茎)	2	20% 顆粒水和剤	4000倍散布 200, 180, 179L/10a	3回	3, 7日	圃場A:<0.03 圃場B:<0.03 圃場C:<0.03	圃場A:<0.01/<0.02 圃場B:<0.01/<0.02 圃場C:<0.01/<0.02
たいこん (葉部)	2	20% 顆粒水和剤	4000倍散布 200, 180, 179L/10a	3回	3, 7日	圃場A:0.44 圃場B:0.03 圃場C:11	圃場A:0.16/0.28 圃場B:<0.01/<0.02 圃場C:5.51/5.61
はくさい (茎葉)	2	20% 顆粒水和剤	4000倍散布 238, 152, 292L/10a	3回	3, 7, 14日	圃場A:0.32 圃場B:0.08(3回, 7日)	圃場A:0.25/0.07 圃場B:0.04/0.04
キャベツ (葉球)	2	20% 顆粒水和剤	3000倍散布 200, 250-300L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:0.03 圃場B:0.13	圃場A:0.01/0.011 圃場B:0.10/0.033
ブロッコリー (花蕾)	2	20% 顆粒水和剤	4000倍散布 300, 200L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:0.60(3回, 3日) 圃場B:0.29	圃場A:0.50/0.099 圃場B:0.20/0.088
レタス (茎葉)	2	20% 顆粒水和剤	3000倍散布 200L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:1.18(3回, 3日) 圃場B:0.11(3回, 3日)	圃場A:1.10/0.077 圃場B:0.10/0.011
レタス (茎葉)	2	20% 顆粒水和剤	3000倍散布 150, 200L/10a	3回	1, 3日	圃場A:0.05 圃場B:0.55	圃場A:0.04/<0.011 圃場B:0.40/0.154
サラダ菜 (茎葉)	2	20% 顆粒水和剤	3000倍散布 50-150, 300L/10a	3回	7, 14日	圃場A:4.23 圃場B:0.50	圃場A:2.98/1.25 圃場B:0.40/0.099
リーフレタス (茎葉)	2	20% 顆粒水和剤	3000倍散布 150-200, 200L/10a	3回	7, 14日	圃場A:0.44 圃場B:0.12	圃場A:0.34/0.099 圃場B:0.08/0.044
ひねぎ (茎葉)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 179, 200L/10a	3回	3, 7, 14日	圃場A:0.23 圃場B:0.11	圃場A:0.22/<0.011 圃場B:0.09/<0.02
アスパラガス (若茎)	2	20% 顆粒水和剤	4000倍散布 300, 278L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:0.12 圃場B:0.10	圃場A:0.01/0.110 圃場B:0.03/0.066
ミニトマト (果実)	2	20% 顆粒水和剤	4000倍散布 300L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:0.39 圃場B:0.28	圃場A:0.37/0.022 圃場B:0.24/0.044
ピーマン (果実)	2	20% 顆粒水和剤	4000倍散布 200, 250L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A:0.37 圃場B:0.24	圃場A:0.30/0.066 圃場B:0.11/0.132
なす (果実)	2	20% 顆粒水和剤	4000倍散布 130-150, 200L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:0.03 圃場B:0.08	圃場A:0.02/0.011 圃場B:0.07/<0.011
きゅうり (果実)	2	20% 顆粒水和剤	4000倍散布 300, 220L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:0.03 圃場B:0.03	圃場A:0.01/<0.011 圃場B:0.02/<0.011
すいか (果実)	2	20% 顆粒水和剤	4000倍散布 200-250, 252L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:<0.03 圃場B:<0.03	圃場A:<0.01/<0.011 圃場B:<0.01/<0.011
メロン (果実)	2	20% 顆粒水和剤	4000倍散布 300L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:<0.03 圃場B:<0.03	圃場A:<0.01/<0.011 圃場B:<0.01/<0.011
みかん (果肉)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 500L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:0.03 圃場B:0.03	圃場A:0.01/<0.011 圃場B:<0.01/0.011
みかん (果皮)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 500L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:1.5 圃場B:1.7	圃場A:1.38/0.099 圃場B:1.58/0.154
なつみかん (果実全体)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 816-1224, 500L/10a	3回	1, 3, 28日	圃場A:0.49(注2) 圃場B:0.15	圃場A:0.48/<0.011 圃場B:0.14/<0.011
すだち (果実全体)	1	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 500L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:0.17	圃場A:0.15/0.022
かぼす (果実全体)	1	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 600L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:0.30	圃場A:0.29/<0.011
りんご (果実)	2	20% 顆粒水和剤	3000倍散布 500, 580L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:0.16 圃場B:0.04	圃場A:0.15/<0.011 圃場B:0.03/<0.011
なし (果実)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 500, 700L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:0.32(3回, 1日)(#) 圃場B:0.28(3回, 1日)(#)	圃場A:0.31/0.011 圃場B:0.24/0.044
もも (果肉)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 400, 444L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:0.05(3回, 1日)(#) 圃場B:<0.03(3回, 1日)(#)	圃場A:<0.01/0.044 圃場B:<0.01/<0.011
もも (果皮)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 400, 444L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A:2.7(3回, 1日)(#) 圃場B:2.9(3回, 1日)(#)	圃場A:1.74/0.924 圃場B:2.46/0.440

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 <sup>注1)</sup> (ppm)	各化合物の残留量 (ppm) 【ピリフルキナゾン/代謝物B】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
ネクタリン (果実)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 400, 500L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.27 (3回, 3日) 圃場B: 0.13 (3回, 3日)	圃場A: 0.23/0.044 圃場B: 0.10/0.033
すもも (果実)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 350, 400L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.05 圃場B: 0.04	圃場A: 0.04/<0.011 圃場B: 0.03/<0.011
ふめ (果実)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 400, 390-398L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.42 (3回, 3日) 圃場B: 1.53	圃場A: 0.38/0.044 圃場B: 1.47/0.055
おうとう (果実)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 450L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.61 (3回, 3日) 圃場B: 0.72	圃場A: 0.37/0.242 圃場B: 0.63/0.088
いちご (果実)	2	20% 顆粒水和剤	3000倍散布 200, 200-250L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A: 0.37 圃場B: 0.98	圃場A: 0.30/0.066 圃場B: 0.36/0.616
ぶどう (果実)	2	20% 顆粒水和剤	3000倍散布 200, 500L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A: 0.39 圃場B: 1.09 (3回, 3日)	圃場A: 0.38/<0.011 圃場B: 1.08/0.011
かき (果実)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 240, 300L/10a	3回	1, 3, 14日	圃場A: 0.18 圃場B: 0.10	圃場A: 0.16/0.022 圃場B: 0.09/<0.011
マンゴー (果実)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 314, 400L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.11 圃場B: 0.33 (3回, 3日)	圃場A: 0.09/0.022 圃場B: 0.32/0.011
茶 (荒茶)	2	20% 顆粒水和剤	3000倍散布 1000, 200L/10a	2回	7, 14日	圃場A: 0.62 圃場B: 3.3	圃場A: 0.27/0.352 圃場B: 2.20/1.12
茶 (浸出液)	2	20% 顆粒水和剤	3000倍散布 1000, 200L/10a	2回	7, 14日	圃場A: 0.15 圃場B: 1.1	圃場A: 0.06/0.09 圃場B: 0.75/0.31
茶 (荒茶)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 1000, 400, 1000, 200L/10a	2回	7, 14日	圃場A: 14.4 圃場B: 5.6	圃場A: 8.72/5.65 圃場B: 2.40/3.21
茶 (浸出液)	2	20% 顆粒水和剤	2000倍散布 1000, 400, 1000, 200L/10a	2回	7, 14日	圃場A: 2.0 圃場B: 0.58	圃場A: 1.34/0.660 圃場B: 0.32/0.264

注1) 「最大残留量」欄に記載した残留値は、ピリフルキナゾン本体及び代謝物Bをピリフルキナゾンに換算したものの和。各化合物の残留量については、「各化合物の残留量」の欄に示した。

最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に使い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)：これらの作物残留試験は、申請の適用範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注3) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2		申			<0.03,<0.03,<0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20		申			0.44,0.03,11.1(\$)
はくさい	1		申			0.32(\$),0.08
キャベツ	0.5	0.5	○			0.13(\$),0.03
ブロッコリー	2		申			0.60(\$),0.29
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10	○			4.23(\$),0.50(サラダ菜)
ねぎ(リーキを含む。)	0.7		申			0.23(\$)(根深),0.11(葉ねぎ)
アスパラガス	0.5		申			0.12,0.10
トマト	1	1	○			0.28,0.39(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.37,0.24
なす	0.3	0.3	○			0.03,0.08
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○			0.03,0.03
すいか	0.2		申			<0.03,<0.03
メロン類果実	0.2		申			<0.03,<0.03
みかん	0.2	0.2	○			0.03,0.03
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.49,0.15
レモン	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.5	0.5	○			0.16,0.04
日本なし	1	1	○			0.32(#),0.28(#)
西洋なし	1	1	○			(日本なし参照)
もも	0.2	0.2	○			0.05,<0.03
ネクタリン	0.7	0.7	○			0.27,0.13
あんず(アプリコットを含む。)	5		申			(ウメ参照)
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.2		申			0.05,0.04
うめ	5		申			1.53(\$),0.42
おうとう(チェリーを含む。)	2		申			0.61,0.72
いちご	2	2	○			0.37,0.98
ぶどう	3	3	○			0.39,1.09(\$)
かき	0.5	0.5	○			0.18,0.10
マンゴー	1		申			0.11,0.33(\$)
茶	20	20	○			14.4(\$),5.6(荒茶)
その他のスパイス	5	5	○			1.7,1.5(みかんの果皮)

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。



ピリフルキナゾン推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民平均 TMDI	国民平均 EDI	幼児 (1~6歳) TMDI	幼児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
ばれいしょ	0.2	0.03	7.3	1.1	4.3	0.6	8.0	1.2	5.4	0.8
だいこん類 (ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.03	9.0	1.4	3.7	0.6	5.7	0.9	11.7	1.8
だいこん類 (ラディッシュを含む。)の葉	20	3.86	44.0	8.5	10.0	1.9	18.0	3.5	68.0	13.1
はくさい	1	0.20	29.4	5.9	10.3	2.1	21.9	4.4	31.7	6.3
キャベツ	0.5	0.08	11.4	1.8	4.9	0.8	11.5	1.8	10.0	1.6
ブロッコリー	2	0.45	9.0	2.0	5.6	1.2	9.4	2.1	8.2	1.8
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	2.365	61.0	14.4	25.0	5.9	64.0	15.1	42.0	9.9
ねぎ (リーキを含む。)	0.7	0.17	7.9	1.9	3.2	0.8	5.7	1.4	9.5	2.3
アスパラガス	0.5	0.11	0.5	0.1	0.2	0.0	0.2	0.0	0.4	0.1
トマト	1	0.335	24.3	8.1	16.9	5.7	24.5	8.2	18.9	6.3
ピーマン	1	0.305	4.4	1.3	2.0	0.6	1.9	0.6	3.7	1.1
なす	0.3	0.055	1.2	0.2	0.3	0.0	1.0	0.2	1.7	0.3
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.2	0.03	3.3	0.5	1.6	0.2	2.0	0.3	3.3	0.5
ずいか	0.2	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
メロン類果実	0.2	0.03	0.1	0.0	0.1	0.0	0.02	0.0	0.1	0.0
みかん	0.2	0.03	8.3	1.2	7.1	1.1	9.2	1.4	8.5	1.3
なつみかんの果実全体	1	0.32	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
レモン	1	1	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1	1	0.4	0.4	0.6	0.6	0.8	0.8	0.2	0.2
グレープフルーツ	1	1	1.2	1.2	0.4	0.4	2.1	2.1	0.8	0.8
ライム	1	1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	1	1	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.6	0.6
りんご	0.5	0.1	17.7	3.5	18.1	3.6	15.0	3.0	17.8	3.6
日本なし	1	0.3	5.1	1.5	4.4	1.3	5.3	1.6	5.1	1.5
西洋なし	1	1	0.10	0.1	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.1
もも	0.2	0.04	0.1	0.0	0.1	0.0	0.8	0.2	0.0	0.0
ネクタリン	0.7	0.20	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
あんず (アブリコットを含む。)	5	5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
すもも (ブルーベリーを含む。)	0.2	0.045	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0
うめ	5	0.975	5.5	1.1	1.5	0.3	7.0	1.4	8.0	1.6
おうとう (チェリーを含む。)	2	0.665	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
いちご	2	0.675	0.6	0.2	0.8	0.3	0.2	0.1	0.2	0.1
ぶどう	3	0.74	17.4	4.3	13.2	3.3	4.8	1.2	11.4	2.8
かき	0.5	0.14	15.7	4.4	4.0	1.1	10.8	3.0	24.8	6.9
マンゴー	1	0.22	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
茶	20	1.30	60.0	3.9	28.0	1.8	70.0	4.6	86.0	5.6
その他のスパイス	5	1.60	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2
計			347.1	70.8	168.2	35.6	302.1	60.3	379.9	72.3
ADI比 (%)			130.3	26.6	212.9	45.1	108.7	21.7	140.2	26.7

TMDI: 理論最大日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

EDI: 推定日摂取量 (Estimated Daily Intake)

●: 個別の作物残留試験がないことから、暴露評価を行うにあたり基準値 (案) の数値を用いた。

なお、グループで基準値が設定されている作物については、根拠となった作物以外についてはTMDI試算を行った。

(参考)

これまでの経緯

- 平成19年11月29日 農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る基準値設定依頼  
(新規：ばれいしょ、キャベツ等)
- 平成19年12月18日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
- 平成21年 7月30日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
- 平成22年10月20日 残留農薬基準告示
- 平成24年 3月 8日 農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る基準値設定依頼  
(適用拡大：だいこん、はくさい等)
- 平成24年 5月16日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
- 平成24年12月10日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
- 平成25年 7月18日 薬事・食品衛生審議会への諮問
- 平成25年 7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 石井 里枝 埼玉県衛生研究所水・食品担当部長
- 延東 真 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
- 大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所名誉所長
- 尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
- 斉藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室教授
- 佐藤 清 一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
- 高橋 美幸 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
- 永山 敏廣 明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター薬学教育部門教授
- 根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
- 宮井 俊一 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
- 山内 明子 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
- 由田 克士 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
- 吉成 浩一 東北大学大学院薬学研究科薬物動態学分野准教授
- 鱒淵 英機 大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学教授

(○：部会長)

答申(案)

ピリフルキナゾン

食品名	残留基準値
	ppm
ばれいしょ	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20
はくさい	1
キャベツ	0.5
ブロッコリー	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
ねぎ(リーキを含む。)	0.7
アスパラガス	0.5
トマト	1
ピーマン	1
なす	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 <sup>注1)</sup>	1
りんご	0.5
日本なし	1
西洋なし	1
もも	0.2
ネクタリン	0.7
あんず(アプレコットを含む。)	5
すもも(プルーンを含む。)	0.2
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	2
ぶどう	3
かき	0.5
マンゴー	1
茶	20
その他のスパイス <sup>注2)</sup>	5

※今回基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び代謝物B(1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン)をピリフルキナゾンに換算したものの和をいう。

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

